

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」の概要

環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、国際希少野生動植物種の登録に係る個体識別措置の義務付け及び更新制度の創設や、希少種保全動植物園等の認定制度の創設等の措置を講じている。

これを踏まえ、これらの細目に関する事項その他所要の規定を整備するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成 5 年総理府令第 9 号。以下「施行規則」という。）その他関係省令の改正を行う。

2. 改正の概要

I 施行規則関係

(1) 動植物園等の定義の規定

新法第 2 条第 3 項の環境省令で定める施設を、昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）と規定する。

(2) 国内希少野生動植物種に係る提案募集の募集方法の規定

新法第 6 条第 5 項の規定による国内希少野生動植物種の提案の募集は、少なくとも毎年度 1 回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うとともに、当該期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) 個体の取扱方法に係る規定の変更

捕獲等をした個体の取扱方法を規定する現行施行規則第 4 条第 2 号中「・・・当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。」を「・・・当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。」に変更する。

(4) 博物館相当施設等に係る譲渡し等の規制の見直し

譲渡し等の規制の適用除外として新法第 12 条第 1 項第 9 号の環境省令で定める場合について、現行施行規則上は博物館法に規定する登録博物館又は文部科学大臣指定の博物館相当施設が当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合を規定している。この点、規制の適用除外対象を、これらの施設に加

えて文部科学大臣指定以外の博物館相当施設が譲渡し等をする場合にも拡大する一方で、これらの施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合に限定する。

(5) 国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事項の変更等

① 国際希少野生動植物種の登録等の申請に係る添付書類の追加等

(i) 新法第 20 条第 2 項の登録申請書には、登録をしようとする個体が個体識別措置を義務付けられたものである場合は、従来の添付書類に加えて、以下の書類等を添付させることとする。

- ・当該個体の写真
- ・その個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）
- ・証明書（個体識別措置が、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するものに限る。以下同じ。）である場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書）

(ii) 本邦内において繁殖させた個体の親が譲渡し等の許可を受けている場合において、当該繁殖個体又はその個体から生じた器官等を登録するにあたっては、当該親個体が譲渡し等の許可を受けたことを証する書類を添付書類として提出することで良いこととしていたが、これを廃止する（現行施行規則第 11 条第 1 号イの削除）。

(iii) 既に登録を受けた個体であって、当該登録の有効期間が満了したもの（当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての譲受け又は引取りに係る新法第 21 条第 5 項の規定による届出がされたものに限る。）を登録する場合には、(i)に記載の書類等に加えて当該個体又は器官等に係る登録票の写しを提出しなければならないこととする（施行規則第 11 条第 1 項に第 5 号を新規追加）。

② 個体識別措置の対象種及び措置の内容の規定等

(i) 新法第 20 条第 2 項第 4 号の環境省令で定める（個体識別措置を講じなければならない）国際希少野生動植物種は、以下に掲げる種とする。

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号。以下「施行令」という。）別表第二の表二の第一の一の種名の欄に掲げる種（哺乳綱）（※以下の種を除く。）

※*Balaena mysticetus*（ホッキョククジラ）、*Eubalaena* 属（セミクジラ属）全種、*Balaenoptera musculus*（シロナガスクジラ）、*Megaptera novaeangliae*（ザトウクジラ）、*Sotalia* 属（コビトイルカ属）全種、*Sousa* 属（ウスイ

ロイルカ属) 全種、*Eschrichtius robustus* (コククジラ)、*Lipotes vexillifer*(ヨウスコウカワイルカ)、*Caperea marginata*(コセミクジラ)、*Neophocaena asiaeorientalis* (スナメリ)、*Neophocaena phocaenoides* (ネオフォカエナ・フォカエノイデス)、*Phocoena sinus* (コガシラネズミイルカ)、*Platanista* 属 (カワイルカ属) 全種、*Berardius arnuxii* (ミナミツチクジラ)、*Hyperoodon* 属 (トックリクジラ属) 全種、*Dugong dugon* (ジュゴン)、*Trichechus inunguis* (アマゾンマナティー)、*Trichechus manatus* (アメリカマナティー)、*Trichechus senegalensis* (アフリカマナティー)

- ・施行令別表第二の表二の第一の二の種名の欄に掲げる種 (鳥綱)
- ・施行令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種 (爬虫綱) (※以下の種を除く。)

※*Abronia anzuetoii* (アンズエトキノボリアリゲータートカゲ)、*Abronia campbelli* (キャンベルキノボリアリゲータートカゲ)、*Abronia fimbriata* (フサキノボリアリゲータートカゲ)、*Abronia frosti* (フロストキノボリアリゲータートカゲ)、*Abronia meledona* (メレドナキノボリアリゲータートカゲ)、*Brookesia perarmata* (ロゼッタヒメカメレオン)、*Cnemaspis psychedelica* (ゲンカクマルメスベユビヤモリ)、*Lygodactylus williamsi* (アオマルメヤモリ)、*Gallotia simonyi* (イエロオオカナヘビ)

- ・*Andrias* 属 (オオサンショウウオ属) 全種

(ii) 新法第 20 条第 2 項第 4 号に規定する環境省令で定める個体識別措置は、上記の種の生きている個体ごとに、マイクロチップ又は脚環その他の環境大臣が定める措置 (※国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件において規定予定) と規定する。

(iii) 個体識別措置を講じなければならない種にあっては、新法第 20 条第 2 項第 5 号の環境省令で定める登録に当たっての申請事項として、当該個体に講じた個体識別措置に係る番号を追加で記載させることとする。

③登録票の記載事項の追加

新法第 20 条第 4 項第 6 号の環境省令で定める登録票に記載する事項として、登録記号番号を追加する。

④変更登録の申請手続に係る規定の変更・追加等

(i) 変更前の個体等が個体識別措置を講じなければならない個体である場合にあっては、新法第 20 条第 6 項の規定による変更登録の申請をするにあたって申請書に記載する事項として、当該個体に講じられていた個体識別措置及び個体識別番号を追加する。

(ii) 新法第 20 条第 7 項の規定による変更登録の申請は、

- ・申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・登録を受けた個体に係る登録記号番号、変更後の個体識別措置及び個体識別措置に係る番号、変更の理由、主な特徴

を記載した申請書に、以下を添えて、当該個体の個体識別措置を変更した日から起算して 30 日を経過する日までの間に、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあつては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

- ・当該変更登録を受けようとする個体に係る登録票
- ・当該個体の写真及びその変更後の個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に変更後の個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）
- ・証明書（個体識別措置が、マイクロチップである場合にあつては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号の変更に係る証明書、脚環である場合にあつては当該脚環の識別番号の変更に係る証明書）

⑤書換交付・再交付の申請手続等に係る規定の変更

- (i) 新法第 20 条第 9 項の規定による書換交付又は同法第 20 条第 10 項（同法第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請をする場合には、I (5)①(i)と同様の添付書類に加えて、個体識別措置を講じなければならない個体にあつては個体識別措置及び個体識別番号を提出しなければならないこととする。
- (ii) 個体識別措置を講じなければならない個体である場合にあつては、新法第 20 条第 11 項の規定による氏名等の変更の届出をするにあつて届出書に記載しなければならない事項として、個体識別措置及び個体識別番号を追加する。

⑥登録の更新に係る個体等、有効期間及び手続の規定

- (i) 新法第 20 条の 2 第 1 項の環境省令で定める更新の対象個体等を、生きている個体と規定する。
- (ii) 新法第 20 条の 2 第 1 項の環境省令で定める登録の有効期間を、5 年と規定する。
- (iii) 新法 20 条の 2 第 1 項の規定による個体等の登録の更新の申請は、当該更新を受けようとする個体に係る登録の有効期間の満了の日以前 6 月以内に、法第 20 条の 2 第 2 項において準用する法第 20 条第 2 項の申請書に、I (5)①(i)と同様の添付書類を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあつては、当該登録票を交付した個体等登録機関がある

ときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に) 提出して行うものとするとともに、現行施行規則第 11 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに I (5) ②及び③を準用する。この場合において、登録にあたっての申請事項を規定する同条第 3 項第 1 号ニ中「主な特徴」とあるのは「主な特徴及び登録記号番号」と読み替えるものとする。

⑦個体等の広告にあたっての表示事項の追加

新法第 21 条第 2 項の環境省令で定める表示事項は、登録記号番号に加えて、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（更新の対象個体の広告をする場合に限る。）を追加する。

⑧登録個体等の譲受け等の届出に関する届出事項の追加

個体識別措置を講じなければならない個体である場合にあっては、新法第 21 条第 5 項の規定による譲受け・引取り時の届出をするにあたって届出書に記載をしなければならない事項として、個体識別措置及び個体識別番号を追加する。

⑨個体識別番号の識別方法の規定

(i) 新法第 21 条第 6 項の規定により、個体識別措置が講じられた個体を取り扱う者は、当該個体に係る個体識別番号の識別に関し、次に掲げる方法により取り扱わなければならないことと規定する。

- ・当該個体から個体識別措置を取り外さないこと（当該個体が当該個体識別措置を講じられた部位の疾患にかかっている場合又は当該個体識別措置を講じられた部位に外傷がある場合を除く。）
- ・個体識別措置が破損若しくは脱落し、又は 1 ポツ括弧書に規定する事由がやみ当該個体に個体識別措置を講じることができなくなったときは、直ちに個体識別措置を講じること

(ii) 以下に掲げる場合は、それぞれに掲げる事由が生じた日から起算して 30 日を経過する日までの間に、その旨（2 ポツ又は 3 ポツに掲げる場合にあっては、その旨及び当該個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書）を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）届け出なければならない。

- ・個体に講じた個体識別措置が破損又は脱落した場合

- ・ 個体から個体識別措置を取り外した場合（（i）1ポツ括弧書に規定する事由がある場合に限る。）
- ・ 上記の事由が生じた後、当該個体に個体識別措置を講じた場合（変更登録を受けた場合を除く。）

⑩登録票の消印に係る規定

新法第22条第3項の規定により返納に係る登録票に消印をする場合には、当該登録票の見えやすい位置に穴を開けるものとする。

⑪個体等登録関係事務の実施方法の追加等

(i) 新法第24条第2項の環境省令で定める個体等登録関係事務の方法について、次に掲げるものを追加する。

- ・ 新法第20条の2第1項の登録の更新の場合も、新法第20条第1項の登録と同様の確認事務を行うこと
- ・ 登録の申請に係る個体等が個体識別措置を講じなければならない個体である場合にあつては、個体識別措置が適切に講じられていること及び当該個体識別措置に係る番号（登録の更新にあつては、当該個体に係る個体識別番号）を確認すること

(ii) 新法第24条第3項の環境省令で定める個体等登録機関に係る軽微な事項に係る変更は、個体等登録機関の登録を受けた者の住所（法人にあつては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更と規定する。

(iii) 新法第24条第8項の環境省令で定める個体等登録機関の帳簿記載事項として、以下を追加する。

- ・ （登録の申請に加えて、）登録の更新の申請を受けた年月日
- ・ 申請に係る個体等が個体識別措置を講じなければならない個体である場合にあつては、個体識別措置及び個体識別番号
- ・ 登録又は登録の更新の別

⑫登録の更新等に関する手数料の納付の規定

新法第20条の2第1項に規定する登録の更新又は新法第20条第7項に規定する変更登録に係る新法第29条に規定する手数料の納付については、登録の更新の申請書又は変更登録の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、個体等登録機関に納付する場合にあつては新法第24条第5項の個体登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならないこととする。

(6) 生息地等保護区の指定又はその変更に係る広告の手続の変更

新法第36条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報ではなく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことと変更する。

- ・ 生息地等保護区の指定又はその変更の区域
 - ・ 指定又はその変更に係る生息地等保護区の名称
 - ・ 生息地等保護区の指定又はその変更の区域の保護に関する指針の案
 - ・ 生息地等保護区の指定又はその変更の区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
- ※生息地等保護区の指定に係る国内希少野生動植物種については公告事項から削除

(7) 保護増殖事業に係る土地立入りに関しての補償請求書に係る規定等

- ① 現行施行規則第 32 条の補償の請求に関する請求書の規定は、新法第 44 条第 2 項を新法第 48 条の 3 第 2 項において準用する場合についても適用することとする。
- ② 新法第 48 条の 2 第 3 項の土地立入りをを行う職員の身分証明書の様式を規定する。

(8) 認定保護増殖事業の公示の方法の変更

新法第 46 条第 4 項の規定による認定保護増殖事業に係る公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととする。

(9) 認定希少種保全動植物園等に関する規定

① 認定の基準の規定

(i) 飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設の基準

新法第 48 条の 4 第 1 項第 2 号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

(ii) 飼養等及び譲渡し等に関する計画の基準

新法第 48 条の 4 第 1 項第 3 号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等に関する計画が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

(iii) 展示の方針その他の事項の基準

新法第 48 条の 4 第 1 項第 5 号の環境省令で定める基準は、以下に掲げるものとする。

- ・ 認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにそ

の保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるものであること

- ・認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種（施行令別表第3に掲げる種及び現行施行規則第5条第2項第7号から第9号までに掲げる種を除く。）のうち1種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること
- ・認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少野生動植物種のうち1種以上の個体について、その生息地又は生育地において、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業に寄与すると認められるものであること
- ・認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体が、適法に取得されたと認められるものであること
- ・その他認定の申請に係る動植物園等がその取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと

②認定の申請に関する手続等の規定

(i)新法第48条の4第2項の規定により同条第1項の認定の申請をしようとする者は、同条第2項の申請書に以下の書類を添えて、環境大臣に提出しなければならないこととする。そのほか、環境大臣は、申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めることができることとする。

- ・地方公共団体以外の者である場合にあつては、定款若しくは寄附行為、役員名簿及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- ・認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- ・認定の申請者が新法第48条の4第4項各号（欠格要件）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(ii)新法第48条の4第2項第7号の環境省令で定める申請書に記載する事項は、以下の通りとする。

- ・認定の申請者が寄与する①(iii)3ポツの事業に係る希少野生動植物種の種名
- ・認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を取得した経緯

(iii)新法第48条の4第5項の規定による認定等の公示は、以下の事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- ・認定を受けた（※）者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

- ・認定を受けた（※）動植物園等の名称及び所在地
- ・認定を受けた場合、変更の認定を受けた場合、変更の届出をした場合、認定の更新を受けた場合にあつては、当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名
- ・変更の認定を受けた場合にあつては、新法第 48 条の 4 第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項のうち変更に係るものに係る種名又は変更の届出をした場合にあつては、当該変更の内容
- ・認定を受けた（※）年月日及び認定の有効期間の満了の日
- （※）変更の認定を受けた場合、変更若しくは廃止の届出をした場合、認定の更新を受けた場合又は認定を取り消された場合を含む。

③変更・廃止の手続等の規定

- (i) 新法第 48 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書のほか、②(i)に掲げる書類のうち変更の認定に伴いその内容が変更されるものを添付して、環境大臣に提出しなければならないこととする。そのほか、環境大臣は、申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めることができることとする。
- ・変更の認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - ・変更の認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地
 - ・認定を受けた年月日
 - ・変更しようとする事項
 - ・変更しようとする年月日
 - ・変更の理由
- (ii) 新法第 48 条の 5 第 1 項ただし書の環境省令で定める変更の認定を要しない軽微な変更は、以下の通りとする。
- ・新法第 48 条の 4 第 2 項第 3 号（取り扱われる種名）又は第 4 号（飼養等及び譲渡し等の目的）に掲げる事項の変更（変更に係る認定希少種保全動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名又は当該種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的を新たに追加する場合を除く。）
 - ・新法第 48 条の 4 第 2 項第 5 号（飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設）又は第 6 号（飼養等及び譲渡し等に関する計画）に掲げる事項の変更（当該変更後も当該動植物園等が新法第 48 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号の認定基準に適合することが明らかであると認められる場合に限る。）とする。
- (iii) 新法第 48 条の 5 第 3 項の規定による変更の届出は、以下を記載した届出書を、②(i)に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されたもの

を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。

- ・届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- ・届出に係る動植物園等の名称及び所在地
- ・認定を受けた年月日
- ・変更した事項
- ・変更の年月日
- ・変更の理由

(iv)新法第 48 条の 5 第 4 項の規定による廃止の届出は、以下を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- ・届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- ・届出に係る動植物園等の名称及び所在地
- ・認定を受けた年月日
- ・廃止の年月日
- ・廃止したときに現に当該認定希少種保全動植物園等において取り扱う希少野生動植物種の種名及び当該種ごとの個体数並びにその処置の方法

④認定の更新手続等の規定

新法第 48 条の 6 第 2 項において準用する新法 48 条の 4 第 2 項から第 4 項までの規定により、新法第 48 条の 6 第 1 項の認定の更新を受けようとする場合は、①及び②(i)(ii)の規定を準用することとする。

⑤認定希少種保全動植物園等の記録事項等の規定

新法第 48 条の 7 の環境省令で定める記録事項は以下の通りとするとともに、新法第 48 条の 7 の規定による報告は少なくとも毎年度 1 回行わなければならないこととする。

- ・希少野生動植物種ごとに実施された飼養等及び譲渡し等の内容
- ・新法第 48 条の 4 第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更した場合（新法第 48 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 3 項の規定による変更の届出を要する場合を除く。）にあつてはその内容その他必要な事項

⑥報告徴収・立入検査に係る身分証明書の規定

新法第 48 条の 11 第 2 項の規定による報告徴収・立入検査を行う職員の身分証明書の様式を規定する。

(10) 国等に関する協議の適用除外対象の追加

国等に関する協議の適用除外として新法第 54 条第 2 項の環境省令で定める場合として、国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であつて、傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした個体（動物に限る。）であつ

て、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができず、かつ、新法第十条第一項の目的で飼養をすることができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）を追加する。

(11) 環境大臣の権限の地方環境事務所長への委任について

以下の環境大臣の権限について、地方環境事務所長（福島地方環境事務所長を除く。）に委任することとする。ただし、①～④の権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げないこととする。

- ①新法第 33 条の 12 に規定する特別国際種事業者に対する措置命令の権限
- ②新法第 33 条の 14 第 1 項及び第 2 項に規定する特別国際種事業者等に対する報告徴収・立入検査等の権限
- ③新法第 48 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する保護増殖事業の実施に係る土地立入りの権限
- ④新法第 48 条の 11 第 1 項に規定する認定希少種保全動植物園等に対する報告徴収・立入検査等の権限
- ⑤ I (10) に規定する場合に係る通知を受ける権限

II 環境省組織規則関係

希少種保全推進室がつかさどる事務について、特定第二種国内希少野生動植物種の指定及び認定希少種保全動植物園等に関する事務を追加することとする。

III 地方環境事務所組織規則関係

地方環境事務所野生生物課がつかさどる事務について、特別国際種事業及び認定希少種保全動植物園等に関する事務を追加することとする。

IV その他

(1) 改正法附則第 4 条第 1 項の規定により同法の施行の日に新法第 20 条第 1 項の登録を受けたものとみなされた個体等（個体識別措置を講じなければならない個体であって、個体識別措置が講じられていないものに限る。）については、その登録の更新を受けるまでの間は、I (5)④(i)、⑤及び⑧は適用しないこととする。

(2) その他改正法によって改正される字句を引用する規定の改正等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）